

# 住居確保給付金について

離職等により経済的に困窮し、住居を喪失する恐れのある方等に対して、住まいの確保を目的とした給付金です。

## 家賃の補助

### 【対象となる方】

- ・住まいを失った方、または家賃を支払えなくなりそうな方で、①または②に当てはまる方。
- ①仕事を辞めてから／事業を廃止してから2年以内の方で、離職前に、主たる生計維持者であった方。(離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む。)
- ②自分の責任や都合ではない理由で休業などになって、収入が減った方で、申請日の属する月において主たる生計維持者であった方。

### 【支給要件】

#### ●収入要件・資産要件

- ・申請日の属する月における、同一世帯に属する者の収入の合計額が別表の基準額と家賃額の合計以下。
- ・申請日における、同一世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が別表の基準額の6倍(その額が100万円を超える場合は100万円)以下。

別表

世帯人数	基準額	家賃額(上限額)	収入基準額
1人	78,000円	34,600円	112,600円
2人	115,000円	37,000円	152,000円
3人	140,000円	40,000円	180,000円
4人	175,000円	43,000円	218,000円
5人	209,000円	45,000円	254,000円

#### ●その他

- ・ハローワークに求職の申込みをし、熱心に常用就職を目指した求職活動等又は自立に向けた活動を行うこと。
- ・地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。
- ・申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。

### 【支給額・支給期間】

支給額:別表の家賃額を上限とし、収入に応じて調整された額を支給(大家、不動産仲介業者等へ代理納付)  
支給期間:3ヶ月間(一定の条件により延長及び再延長が可能)

## 転居費用の補助

### 【対象となる方】

- ・収入が大きく減少し、住まいを失った方、または家賃を支払えなくなりそうな方で、家計の改善のために、家賃が安い住宅に転居する必要がある方。
- ・世帯収入額が著しく減少した月から2年以内の方で、申請日の属する月において主たる生計維持者であった方。

### 【支給要件】

- ・収入と資産の要件は「家賃の補助」と同様。
- ・生活困窮者家計改善支援において、転居によって家計が改善することが認められること。
- ・地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。
- ・申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。

### 【支給額・支給対象】

支給額:「家賃の補助」の別表の家賃額の3倍を上限とし、支給対象となる経費を支給する  
支給対象:転居先への家財の運搬費用、ハウスクリーニング等の原状回復費用(転居前の住宅に係る費用を含む)、転居先の住宅に係る初期費用(礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料)、鍵交換費用

### 相談・申請窓口

ひた生活支援相談センター(日田市役所1階) 月～金曜日(8:30～17:00)※祝日・年末年始を除く

TEL:0973-22-8440 FAX:0973-28-5136